

災害時の電源供給に関する協定書

大子町（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県建設業協会大子支部（以下「乙」という。）とは、災害発生時の電源供給の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や台風などによる大規模停電発生時に、次に掲げる施設において電源確保が必要な場合に、乙の協力を得て、発電機及び付属品による電源供給（以下「電源供給」という。）を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

- (1) 基幹避難所（地域の災害対応拠点として、災害時の町職員の常駐及び計画的な物資の備蓄を行う避難所）
- (2) コミュニティFM放送局送信所
- (3) 町内医療機関

（協力要請の手続）

第2条 甲は、乙に電源供給の協力要請をするときは、災害の発生場所、被害状況、措置内容その他必要な事項について、乙の副本部長を通して、口頭又は文書により行うものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の協力要請があったときは、直ちに被害状況を確認し、甲の指示する電源供給を実施するものとする。

- 2 乙は、現場において災害発生を確認した場合は、速やかに甲に情報提供を行うものとする。
- 3 乙は、電源供給の協力を円滑に行うため、あらかじめ乙の会員の担当地区を定め、甲に通知するものとする。
- 4 乙は、前項に定める会員の担当地区に変更が生じたときは、速やかに甲に通知するものとする。

（協力要請の解除）

第4条 甲は、停電が解消され、電源供給の必要がなくなったときは、乙に対し、乙の副本部長を通して、速やかに電源供給の協力要請を解除するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力要請をしたときは、遅滞なく甲と電源供給を実施した乙の会員との間において賃貸借契約を締結し、当該協力に要した燃料費等の実費相当額（以下「実費相当額」という。）については甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第6条 乙の会員は、電源供給終了後、前条の賃貸借契約に基づき、実費相当額を乙を通じて、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し、第5条の賃貸借契約に基づき、実費相当額を乙に支払うものとする。

(適用期間)

第8条 この協定の適用期間は、令和3年6月10日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から解除の申出を行わないときは、期間満了の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月10日

甲 大子町大字大子866番地
大子町長 高梨哲彦

乙 大子町大字大子770番地4
一般社団法人茨城県建設業協会大子支部
支部長 大藤博文